

原発本第204号  
2020年10月9日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
申請者名 九州電力株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

#### 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2020年8月31日付け、原発本第162号をもって変更認可申請（2020年9月25日付け原発本第178号で一部補正）しました、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

#### 記

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文及び別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）について、下記のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「2. 変更の理由」を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）を添付2のとおり一部補正する。

以上

## 添付 1

本文のうち「2. 変更の理由」の一部補正

## 2. 変更の理由

### (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

平成29年5月1日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等により、原子力発電所における中央制御室の運転員等に対する有毒ガス防護を求められた。

これに対応するため、新たな条文を追加するとともに関連する条文の変更を行う。

#### ・第1編 運転段階の原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第3条（品質保証計画）

第5条（保安に関する職務）

第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会）

第9条（原子炉主任技術者の職務等）

第14条（運転管理に関する社内基準の作成）

第17条（火災発生時の体制の整備）

第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）

第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）

第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）

第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）【新規追加】

第17条の4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）

第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）

第129条（所員への保安教育）

第130条（請負会社従業員への保安教育）

添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準

添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

#### ・第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）

第63条（所員への保安教育）

### (2) 記載の適正化に伴う変更

記載の適正化に伴い、第1編の第7条、第14条及び第129条を変更する。

別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）の一部補正

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

前　更　変　第1編 運轉五段階の発電用原子炉施設編 (3号炉及び4号炉に係)

第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (3号炉及び4号炉に係る保安措置)

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する職務に関しては、「組織・権限規程」に従つて行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有機ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する職務に関しては、「組織・権限規程」に従つて行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有機ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する職務に関しては、「組織・権限規程」に従つて行う。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有機ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた堅微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 連転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 連転員の構成人員に関する事項</li> <li>イ 当直の引継ぎ方法に関する事項</li> <li>ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</li> <li>エ 巡視点検に関する事項</li> <li>オ 異常時の措置に関する事項</li> <li>カ 警報発生時の措置に関する事項</li> <li>キ 原子炉施設の各設備の連転操作に関する事項</li> <li>ク 定期的に実施する試験に関する事項</li> <li>ケ 誤操作の防止に関する事項</li> <li>コ 火災発生時、内部塗装水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時及び有煙ガス発生時の体制の整備に関する事項</li> <li>サ 重大事故及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</li> </ul> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた堅微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 連転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 連転員の構成人員に関する事項</li> <li>イ 当直の引継ぎ方法に関する事項</li> <li>ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</li> <li>エ 巡視点検に関する事項</li> <li>オ 異常時の措置に関する事項</li> <li>カ 警報発生時の措置に関する事項</li> <li>キ 原子炉施設の各設備の連転操作に関する事項</li> <li>ク 定期的に実施する試験に関する事項</li> <li>ケ 誤操作の防止に関する事項</li> <li>コ 火災発生時、内部塗装水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時及び有煙ガス発生時の体制の整備に関する事項</li> <li>サ 重大事故及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</li> </ul> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用遮断用器具及びその附属施設の位置及び設置基準に関する規則等の…</p> <p>・漏水防止用器具の位置及び設置基準に関する規則等の…</p> <p>・効率性に伴う変更</p> <p>・記載の適正化に伴う変更</p> <p>(記載の明確化)</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(運転管理に関する社内基準の作成)</p> <p>第14条 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項            (2) 巡視点検に関する事項            (3) 異常時の措置に関する事項            (4) 警報発生時の措置に関する事項            (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項            (6) 定期的に実施する試験に関する事項            (7) 誤操作の防止に関する事項            (8) 火災、内部漏水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項            (9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<p>(運転管理に関する社内基準の作成)</p> <p>第14条 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項            (2) 巡視点検に関する事項            (3) 異常時の措置に関する事項            (4) 警報発生時の措置に関する事項            (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項            (6) 定期的に実施する試験に関する事項            (7) 誤操作の防止に関する事項            (8) 火災発生時、内部漏水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有害ガス発生時の体制の整備に関する事項            (9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用監査用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に従う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更</li> <li>・記載の整理化(範囲の整理化)</li> </ul>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用的かつ簡便及びその附屬施設の位置 構造及び設備の標準に属する規則等の一括改正に伴う変更</li> </ul>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有難ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有難ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用危機用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に属する規則等の一部改正に伴う変更</li> </ul>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 2 の 2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部浸水、火山現象、自然災害、有事ガス奸陥及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 2 の 2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部浸水、火山現象、自然災害、有事ガス奸陥及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>・実用施設の位置、構造及びその附属施設の位置、構造及びその附属施設にに関する規則等の一 般改正に伴う変更</p>	

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 「防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波及び巻き等」）をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動等」を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有情ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波及び巻き等」）をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動等を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有情ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用遮離用器具及びその附屬施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一覧表に伴う変更</li> </ul>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><b>【新規追加】</b></p> <p><b>(有毒ガス発生時の体制の整備)</b></p> <p>第17条の3の2 防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下「有毒ガス発生時」という。)における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に對処するため必要な指揮を行う緊急時対策本部要員の防護のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内漏液水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうために必要な要員の配置(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうために必要な要員の配置(2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうために必要な教育訓練(3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうために必要な資機材の配備2 各第二課長(技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうために必要な体制及び手順の整備を実施する。 3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行なうとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用警報用原子炉及びその附属施設の立管、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> </ul>	<p>※1：有毒ガス発生時に行なう活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 后	備 考
<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第17条の4　原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを総統的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。なお、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第17条の4　原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを総統的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。</p> <p>・実用施設用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一 般改正に伴う変更</p>	<p>&lt;以下、省略&gt;</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

考 備	前 更 變	後 後 變 更 前
(重大事故等発生時の体制の整備)		
第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故等が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。		
<中略>		
5 各第一課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の取扱いの容易性を配慮し、第4項(1)の役割に応じた内容とする。	5 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の取扱いの容易性を配慮し、第4項(1)の役割に応じた内容とする。	
(1) 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための対策に関する内容とする。	(1) 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための対策に関する内容とする。	
(2) 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための対策に関する内容とする。	(2) 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための対策に関する内容とする。	
(3) 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための対策に関する内容とする。	(3) 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための対策に関する内容とする。	
(4) 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための対策に関する内容とする。	(4) 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための対策に関する内容とする。	
(5) 発生する有毒ガスからの遮断、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関する対策に関する内容とする。	(5) 発生する有毒ガスからの遮断、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関する対策に関する内容とする。	
6 各第一課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子炉施設センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。	6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子炉施設センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。	
7 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。	7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。	
<以下、省略>	<以下、省略>	<以下、省略>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 后	備 考
<p>(講負会社従業員への保安教育)</p> <p>第130条 各課（室、センター）長（発電第二課当直課長、発電第一課当直課長及びブラント管理課当直課長を除く。）は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(5) 各課長（発電第二課当直課長、ブラント管理課当直課長を除く。）は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他の自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置における業務の補助を講負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する講負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員に準じる保安教育」「火災、内部溢水、火山影響等及びその他の自然災害（地震、津波等）発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p> <p>(講負会社従業員への保安教育)</p> <p>第130条 各課（室、センター）長（発電第二課当直課長、ブラント管理課長及びブラント管理課当直課長を除く。）は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(5) 各課長（発電第二課当直課長、ブラント管理課長及びブラント管理課当直課長を除く。）は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置における業務の補助を講負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する講負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員に準じる保安教育」「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画の内容及びその附屬施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 第129条（所員への保安教育）

1

前更變

考  
備  
  
前  
更  
変

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第129条（所員への保安教育）

1

後  
更  
好

保守教育の実施方針(総括表)

- ・実用発明原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正案を作成更に記載の適正化に伴う変更
- ・課税する所員の職能化



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

第129条(所員への保安教育)

1

1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となつた時点から譲せられる。

2：記載するに当たつての考え方は、以下のとおり。

・実用発電用原子炉及びその  
属施設の立置、構造及び設  
計等に関する規則等の  
基準に従う

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>附 則</p> <p>(施行期日) 1 この規定第1編は、2020年9月18日から施行する。 2 第73条（ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号牌のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第13条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以後に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日) 1 この規定第1編は、20XX年XX月XX日から施行する。 2 第73条（ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号牌のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第13条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以後に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第13条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以後に適用することとし、それ以前は従前の例による。</li></ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例>  (保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関する必要となる職務については、「組織・権限規程」に従つて行う。  <中略>  (20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。	<以下、省略>	・実用発電用原子炉の構造及びその附属施設の基準に属する規則等の一部改正に伴う変更

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 緊急所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>イ 当直の引継ぎ方法に関する事項</p> <p>ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>エ 巡視点検に関する事項</p> <p>オ 异常時の措置に関する事項</p> <p>カ 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>ク 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>ケ 試験操作の防止に関する事項</p> <p>コ 水災、内部塗水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p style="text-align: right;">(規定なし)</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の運営標準及び規則等の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>	

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考																																			
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を職責かいつ、最優先に行うことを行ふことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条（火災発生時の体制の整備）</td><td>第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）</td><td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）</td><td>第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の3（その他自然災害発生時の体制の整備）</td><td>第4項に定める地震、津波及び巻き等が発生した場合に講じた措置の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）</td><td>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</td></tr> <tr> <td>第17条の7（火災抑止措置発生時の体制の整備）</td><td>第4項に定める火災抑制措置の結果</td></tr> <tr> <td>第83条（重大事故等対処設備）</td><td>第3項に定める要求される代替措置の確認</td></tr> <tr> <td>第86条（運転上の制限を満足しない場合）</td><td>第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合</td></tr> <tr> <td>第87条（予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合）</td><td>第11項に定める運転上の制限から復帰していると判断した場合</td></tr> <tr> <td>第89条（異常時の基本的な対応）</td><td>第2項及び第4項に定める異常時の収束の原因調査及び対応措置</td></tr> <tr> <td>第90条（異常時の排瀝）</td><td>第4項に定める異常時の収束</td></tr> <tr> <td>第95条（燃料の取扱等）</td><td>第2項及び第3項に定める取扱の安全性和評価結果</td></tr> <tr> <td>第132条（報告）</td><td>第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第1項に定める外郭放射線に係る限量当量率等に異常が認められた場合</td></tr> <tr> <td></td><td>第1項に定める発電用原子炉の設置、運転等に關する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</td></tr> </tbody> </table> <p>(規定なし)</p>	条文	内容	第17条（火災発生時の体制の整備）	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の3（その他自然災害発生時の体制の整備）	第4項に定める地震、津波及び巻き等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の7（火災抑止措置発生時の体制の整備）	第4項に定める火災抑制措置の結果	第83条（重大事故等対処設備）	第3項に定める要求される代替措置の確認	第86条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	第87条（予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合）	第11項に定める運転上の制限から復帰していると判断した場合	第89条（異常時の基本的な対応）	第2項及び第4項に定める異常時の収束の原因調査及び対応措置	第90条（異常時の排瀝）	第4項に定める異常時の収束	第95条（燃料の取扱等）	第2項及び第3項に定める取扱の安全性和評価結果	第132条（報告）	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合		第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合		第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合		第1項に定める外郭放射線に係る限量当量率等に異常が認められた場合		第1項に定める発電用原子炉の設置、運転等に關する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に關する規則等の一部改正に伴う変更</p>
条文	内容																																				
第17条（火災発生時の体制の整備）	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果																																				
第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																				
第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果																																				
第17条の3（その他自然災害発生時の体制の整備）	第4項に定める地震、津波及び巻き等が発生した場合に講じた措置の結果																																				
第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）	第4項に定める成立性の確認訓練の結果																																				
第17条の7（火災抑止措置発生時の体制の整備）	第4項に定める火災抑制措置の結果																																				
第83条（重大事故等対処設備）	第3項に定める要求される代替措置の確認																																				
第86条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合																																				
第87条（予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合）	第11項に定める運転上の制限から復帰していると判断した場合																																				
第89条（異常時の基本的な対応）	第2項及び第4項に定める異常時の収束の原因調査及び対応措置																																				
第90条（異常時の排瀝）	第4項に定める異常時の収束																																				
第95条（燃料の取扱等）	第2項及び第3項に定める取扱の安全性和評価結果																																				
第132条（報告）	第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合																																				
	第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合																																				
	第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																																				
	第1項に定める外郭放射線に係る限量当量率等に異常が認められた場合																																				
	第1項に定める発電用原子炉の設置、運転等に關する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合																																				

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(運転管理に関する社内基準の作成)</p> <p>第14条 各第二課長（第2課当直課長を除く。）及び原子力監視センター課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項            (2) 巡視点検に関する事項            (3) 异常時の措置に関する事項            (4) 警報発生時の避難操作に関する事項            (5) 原子炉施設の各設備の定期検査に関する事項            (6) 定期的に実施する試験に関する事項            (7) 操縦操作の防止に関する事項            (8) 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時の体制の整備に関する事項            (9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の運営標準、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>	<p>(規定なし)</p>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動等を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部塗水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p style="margin-left: 2em;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動等を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部塗水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p style="margin-left: 2em;">(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動等を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部塗水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p style="margin-left: 2em;">(規定なし)</p>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の基準に属する規則等の一部改訂に伴う変更</p>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2の2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動（以下「体制の整備」として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部水溢れ、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の運営標準及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

(規定なし)

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設外においてその他自然災害（「地震、津波及び巻き等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための体制の整備の標準として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用危険用原子炉及びその附属施設の基準に属する規則等の一部改訂に伴う変更</p>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第17条の4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを総合的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。なお、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の基準に属する規則等の一部改正に伴う変更</p>

(規定なし)

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例>  (重大事故等発生時の体制の整備) 第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(要備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。  <中略>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の運転、操作及び保守の基準に属する規則等の一部改訂に伴う変更</p> <p>5 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模地震対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対応設備を使用する際の易接近性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用燃料ビットに斯蹠する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>6 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵がせらる。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例>  (請負社從業員への保安教育) 第130条 各課(室、センター)長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。  <中略>	<p>(5) 各課長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他の自然災害(地震、津波及び地盤等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対する業務の補助を請負会社に行わせる場合には、左記以外の技術系所員に従事する保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他の自然災害(地震、津波及び地盤等)発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の運営、構造及び設備の基準に属する規則等の一部改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、 自然災害対応及び火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p> <p>(規定なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の基準及び設備の基準に属する規則等の一部改正に伴う変更</li></ul>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<附則第3項 従前の例>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・実用危機用原子炉及びその附属施設の運営、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li></ul>

(規定なし)

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故による事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリストによる原子弹施設の大規模な損壊が発生した場合に對処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故の発生及び重大の防災に必要な措置の適用手順等については、表－1から表－19に定める。なお、多様性抜群設備を使用した適用手順及び適用手順の詳細な内容等については、規定文書に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子弹施設の保全のための活動を行ふ体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各第一課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力副幹センター所長は、各自にに基づき、重大事故等発生時における原子弹施設の保全のための活動を行ふため必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子弹施設の保全のための活動を行ふ体制の整備として、次の1.3項及び表－1から表－19に示す「重大事故の発生及び重大の防災に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させること。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等に的確、かつ柔軟に対応するための内容を規定文書に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.4 定期的な評価</p> <p>(1) 技術第二課長、安全管理第二課長、保修第二課長、発電第二課長及び原子力副幹センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実績結果を概りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画的見直しを行う。</p> <p>(2) 防災課長は、(1)の活動の実績結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画的見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力管理部長は、1.1項及び1.2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画的見直しを行う。</p>	<p>・実用施設用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>	

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、 自然災害対応及び火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、 自然災害、<u>有毒ガス</u>対応及び 火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p> <p>・実用発電用原子炉及びその附 属施設の位置、構造及び設備 の基準に屬する規則等の一 部改正に伴う変更</p>	

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に對処する体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うための実施内容について定める。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p><b>【新規追加】</b></p> <p><b>8 有難ガス</b></p> <p>防災課長は、有難ガス発生時における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に対処するために対応するための活動を行う体制の整備として、次の8.1項から8.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第一課長（技術第二課長及び危電第二課担当課長を除く。）、各第一課長（技術第一課長及び危電第一課担当課長を除く。）は、計画に基づき、有難ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうために必要な体制及び手順を実施する。</p> <p>8.1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長及び安全管理第一課長は、発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有難ガスを発生させるおそれのある有難化学物質（以下「可動原」という。）に随行・立会する者（以下「立会人」という。）及び有難ガスの発生を終息させするために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行なう要員等を配当する。</p> <p>8.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全管理第二課長は、関係所員に対して、有難ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 安全管理第二課長は、運転員、緊急時対策本部要員、立会人及び終息活動を行なう要員に対して、有難ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>8.3 資機材の配備</p> <p>(1) 防災課長及び安全管理第二課長は、有難ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうために必要な防護具等の資機材を配備する。</p> <p>8.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（技術第一課長及び危電第二課担当課長を除く。）は、有難ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時、その他自然災害が発生した場合及びガスを確認した場合に對処するための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行なうために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>・実用危電用原子炉及びその附属施設の基準に屬する規則等の一部改正に伴う変更</p> <p>・実用危電用原子炉及びその附属施設の基準に属する規則等の一部改正に伴う変更</p>	

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
	<p><b>8 有毒ガス 続き</b></p> <p>ア 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(イ) 安全管理第一課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外において貯藏施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有害化学物質(以下「固定源」という)に対して、(イ)項、(ロ)項及びウ項の実施により、運転員及び緊急時対策本部要員の汲気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(ロ) 安全管理第一課長は、危険距離地内並びに中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質及び有害化学物質の性状、貯藏状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の汲気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(ハ) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護における影響評価において、有毒ガス影響を経験することを期待する防波堤、堀い、中和槽等(以下「防波堤等」という。)について、透明に運用管理制度を実施する。</p> <p>イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(イ) 防災課長、安全管理第一課長及び発電第二課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信聯絡による連絡、中央制御室警報装置及び緊急時対策所換気設備の駆除、防護具の着用並びに終日活動等の対策を実施する。</p> <p>(ロ) 防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用及び防護器具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>ウ 施設管理、点検</p> <p>保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護における影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防波堤等は、有毒ガス影響を降減する機能を維持するため、施設管理制度に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替を行う。</p> <p><b>8.5 定期的な評価</b></p> <p>(1) 各第二課長(技術第二課長及び発電第二課長は除く。)は、8.1項から8.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、8.1項から8.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直し等必要な措置を行う。</p> <p><b>8.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</b></p> <p>各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 前	更 大規模損壊対応に係る実施基準	変 更 大規模損壊対応に係る実施基準	後 大規模損壊対応に係る実施基準	備 考
<p><b>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p><b>重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に對処し、そのための実施基準として定める。</p> <p>また、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置の適用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した適用手順及び適用手順の詳細な内容等については、規定文書に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>&lt;中&gt;略&lt;/中&gt;</p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各第一課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項及び表-1から表-19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の適用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>&lt;中&gt;略&lt;/中&gt;</p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の範囲及び事象の進展に応じて、重大事故等に的確、かつ、柔軟に対処するための内容を規定文書に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。</p> <p>&lt;中&gt;略&lt;/中&gt;</p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各所の指示・操作を行うことができるよう、遮断員、緊急時対策本部要員及び重大会事故対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための測定基準以下とするための手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>【新規追加】</p>				

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p><b>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p>【新規追加】</p> <p>(7) 安全管理第二課長、保修第二課長、土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有害化学物質の確認、防護処理等の運用管理及び防液堤等の施設管理の実施により、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有害ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を規定する事に定める。</p> <p>(8) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に於て、運転員及び緊急時対策本部要員が新設対策に必要な各種の指示・操作を行うよう立会人の随行、通信連絡手順による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策用換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の手順を規定する事に定める。</p> <p>(9) 防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び緊急時対策本部要員のうち初動対応を行なう要員に対して配備した防護具を着用すること並びに防護具のハックアップ手順を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順及び体制を規定する事に定める。</p> <p>(10) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有害ガスの発生を周知する手順を規定する事に定める。</p> <p>(11) 防災課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故専用処置設備(原発建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続を行う地点における重大事故等対策要員の有毒ガス防護のため、1.2(1)項で記載する器具保護具を着用する手順を規定する事に定める。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.4 定期的な評価</p> <p>(1) <b>各第一課長(発電第二課担当課長を除く)</b> 及び原子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、(1)の活動の実施結果を収め、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力管理部長は、1.1項及び1.2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p> <p><b>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p>【新規追加】</p> <p>(7) 安全管理第二課長、保修第二課長、土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、運用発電用原子炉及びその附属施設及び設備の在位置、構造及び設備の一部改正是伴う変更の基準に関する規則等の一</p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>(7) 安全管理第二課長、保修第二課長、土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有害化学物質の確認、防護処理等の運用管理及び防液堤等の施設管理の実施により、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有害ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を規定する事に定める。</p> <p>(8) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に於て、運転員及び緊急時対策本部要員が新設対策に必要な各種の指示・操作を行うよう立会人の随行、通信連絡手順による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策用換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の手順を規定する事に定める。</p> <p>(9) 防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び緊急時対策本部要員のうち初動対応を行なう要員に対して配備した防護具を着用すること並びに防護具のハックアップ手順を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順及び体制を規定する事に定める。</p> <p>(10) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有害ガスの発生を周知する手順を規定する事に定める。</p> <p>(11) 防災課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故専用処置設備(原発建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続を行う地点における重大事故等対策要員の有毒ガス防護のため、1.2(1)項で記載する器具保護具を着用する手順を規定する事に定める。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>1.4 定期的な評価</p> <p>(1) <b>各第一課長(発電第二課担当課長を除く)</b> 及び原子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、(1)の活動の実施結果を収め、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力管理部長は、1.1項及び1.2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

行  
更

第2編 第63条 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）  
所長への保安教育

保育教育の実施方針（総括表）

「燃費試験の評議に對する」は「燃費試験の評議に對する」に読み替える。

◎ 全界が教育の対象。〔門道する既存内容に応じて教育内容に選択あり〕

○ 訓練に通じる者が教育の対象（訓練する者）  
 ○ 教育的内容に応じて教育内容に該当あり  
 ( ) 合計の教育時間

実用電気  
施設の位置  
基準に従  
部改訂と伴

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前	変更後	備考
<p>附 則</p> <p>(施行期日) 1 この規定第2編は、2020年9月18日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日) 1 この規定第2編は、20XX年XX月XX日から施行する。  2 実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、機造及び設備の基準に関する規則等の一改正に伴う変更に関する規定は、令和2年5月1日以後最初の3号炉及び4号炉発電用原子炉施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、機造及び設備の基準に関する規則等の一改正に伴う変更に関する規定は、令和2年5月1日以後最初の3号炉及び4号炉発電用原子炉施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案